

平成 2 7 年 6 月 2 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 說 明 書

( 第 2 回 定 例 会 )

廿 日 市 市



### 第3回廿日市市議会議案説明書目次

議案第61号	廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する 条例	1
議案第62号	廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例 の一部を改正する条例	3
議案第63号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	7
議案第64号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の 一部を改正する条例	9
議案第65号	廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例の一 部を改正する条例	11
議案第68号	工事請負契約の締結について	13
議案第69号	大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物 処理事務の委託に関する協議について	15
議案第70号	工事委託契約の変更について	17



(議案第61号)

廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響  
調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(廃棄物対策課)

1 制定の理由

廿日市市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関して、必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 対象となる施設の種類

- ア ごみ処理施設のうち、焼却施設
- イ 一般廃棄物の最終処分場

(2) 縦覧等の告示

調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨その他規則で定める事項を告示する。

(3) 縦覧の場所及び期間

ア 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (ア) 廿日市市役所
- (イ) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (ウ) その他市長が必要と認める場所

イ 縦覧の期間は、告示の日から起算して1月間とする。

(4) 意見書の提出先及び提出期限

ア 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (ア) 廿日市市役所
- (イ) その他市長が必要と認める場所

イ 意見書の提出期限は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(5) 環境影響評価との関係

施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法第27条又は広島県環境影響評価に関する条例第22条第1項に基づく環境影響評価（生活環境影響評価に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、(2)から(4)までに定める手続を経たものとみなす。

(6) 他の市町村との協議

施設の設置に関する区域が次のいずれかに該当する場合は、当該区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、縦覧等の手続について協議する。

ア 施設の全部又は一部を他の市町村の区域に設置するとき。

イ 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼすおそれがある周辺地域に他の市町村の区域が含まれているとき。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第9条の3

- ② 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

(議案第62号)

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例の一部を改正  
する条例

(観 光 課)

## 1 改正の理由

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるなどの改正を行おうとするものである。

## 2 改正の内容

(1) 指定管理者制度の導入に伴い、指定の手續、管理の基準等を次のように定める。

### ア 指定管理者の指定の申請（第14条関係）

指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書等を添付して市長に提出しなければならない。

### イ 指定管理者の指定（第15条関係）

市長は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる事項等を基準として申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る施設の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定する。

(ア) 事業計画書の内容が、包ヶ浦自然公園の利用者の平等な利用を確保できるものであること。

(イ) 事業計画書の内容が、包ヶ浦自然公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(ウ) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

### ウ 管理の基準（第5条及び第6条第2項関係）

利用時間及び休園日を条例で定めることとし、指定管理者は、必

要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間及び休園日を変更することができる。

エ 指定管理者が行う業務（第16条関係）

指定管理者は、包ヶ浦自然公園の利用の許可に関する業務、施設等の維持管理に関する業務などを行う。

オ 指定管理者の義務等

(ア) 事業報告書の作成及び提出（第17条関係）

指定管理者は、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(イ) 業務報告の聴取等（第18条関係）

市長は、包ヶ浦自然公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(ウ) 指定の取消し等（第19条関係）

a 市長は、指定管理者が(ア)又は(イ)に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができる。

b 市は、指定を取り消し、又は業務の停止を命じたことによつて指定管理者に損害が生ずることがあつても、これに対して賠償する義務を負わない。

カ 市長による管理（第20条関係）

市長は(ウ)により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命じたときその他やむを得ない事情があると認めるときは、臨時に包ヶ浦自然公園の管理に係る業務を行うことができる。

(2) 利用料金制度の導入に伴い、利用料金に関する規定を次のように定める。（第10条関係）

ア 包ヶ浦自然公園を利用する者が納付する利用料金を定め、指定管



理者の収入とする。

イ アの利用料金の額は、条例に定める範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

### 3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日

(2) 準備行為

指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができるものとする。

### 4 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金につ

いて当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(議案第63号)

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

(高齢介護課)

1 改正の理由

介護保険法施行令の一部が改正され、保険料の減額賦課を行うこととした場合に従うべき基準が定められたことに伴い、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者について減額賦課を行った場合の保険料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

第1号被保険者のうち第1段階の被保険者について、平成27年度から平成29年度までの保険料率を次のとおり定める。

現 行	改 正 案
30,200円	27,180円

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成27年度分の保険料から適用する。

4 根拠法令

介護保険法

第146条 この節に規定するもののほか、保険料の賦課及び徴収等に関する事項（特別徴収に関するものを除く。）は政令で定める基準に従って条例で、特別徴収に関して必要な事項は政令又は政令で定める基準に従って条例で定める。



(議案第64号)

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する  
条例

(住宅営繕課)

1 提案の要旨

- (1) 市営住宅を効果的に運用し、定住の促進を図るため、市営住宅のうち、大別府住宅、泉水住宅、向原住宅、本郷住宅、所山住宅、細井原住宅及び市垣内住宅については、市内に住所又は勤務場所を有することとする入居者の資格の条件を付さないこととしようとするものである。
- (2) 福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成27年7月1日。ただし、1の(2)の改正規定については、公布の日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 公営住宅法

第48条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。



(議案第 65 号)

廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

(住宅営繕課)

1 提案の要旨

吉和地域の定住の促進を図ることを目的として、その目的を達成するため市長が特に必要があると認めるときは、10年を超えない範囲内で入居期間を延長することができることとしようとするものである。

2 施行期日

平成 27 年 7 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。





(議案第68号)

工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提案の要旨

廿日市市大野原四丁目3番1号において施工する大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校武道場部室棟建設工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 建築主体工事

木造一部鉄筋コンクリート造

2階建て

延べ面積 716.81平方メートル

(2) 請負金額 257,040,000円

(3) 請負者 廿日市市梅原一丁目4番39号

株式会社 竹内

代表取締役 竹内 朗

(4) 工期 議決の日の翌日から

平成28年3月18日まで

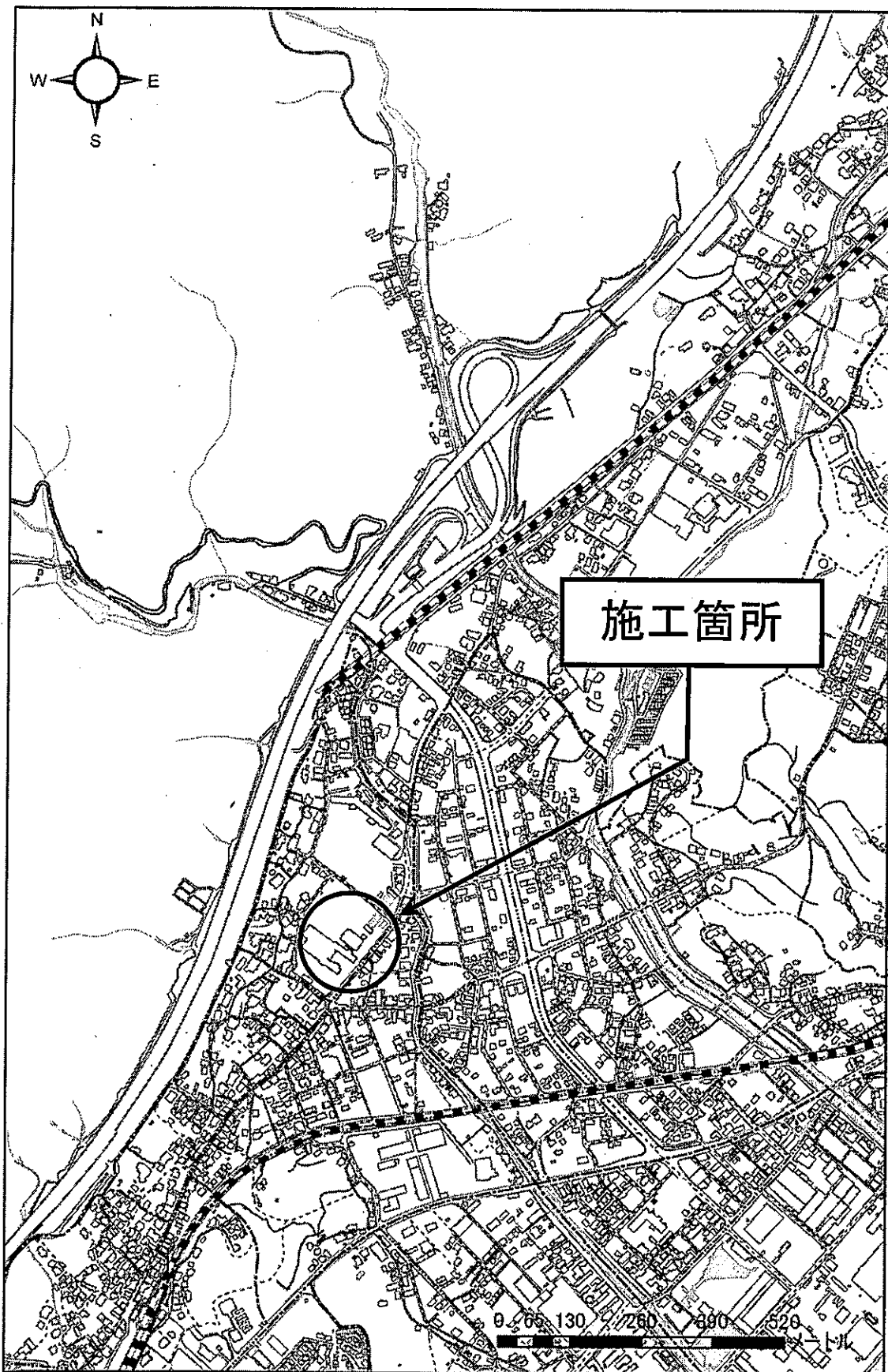
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

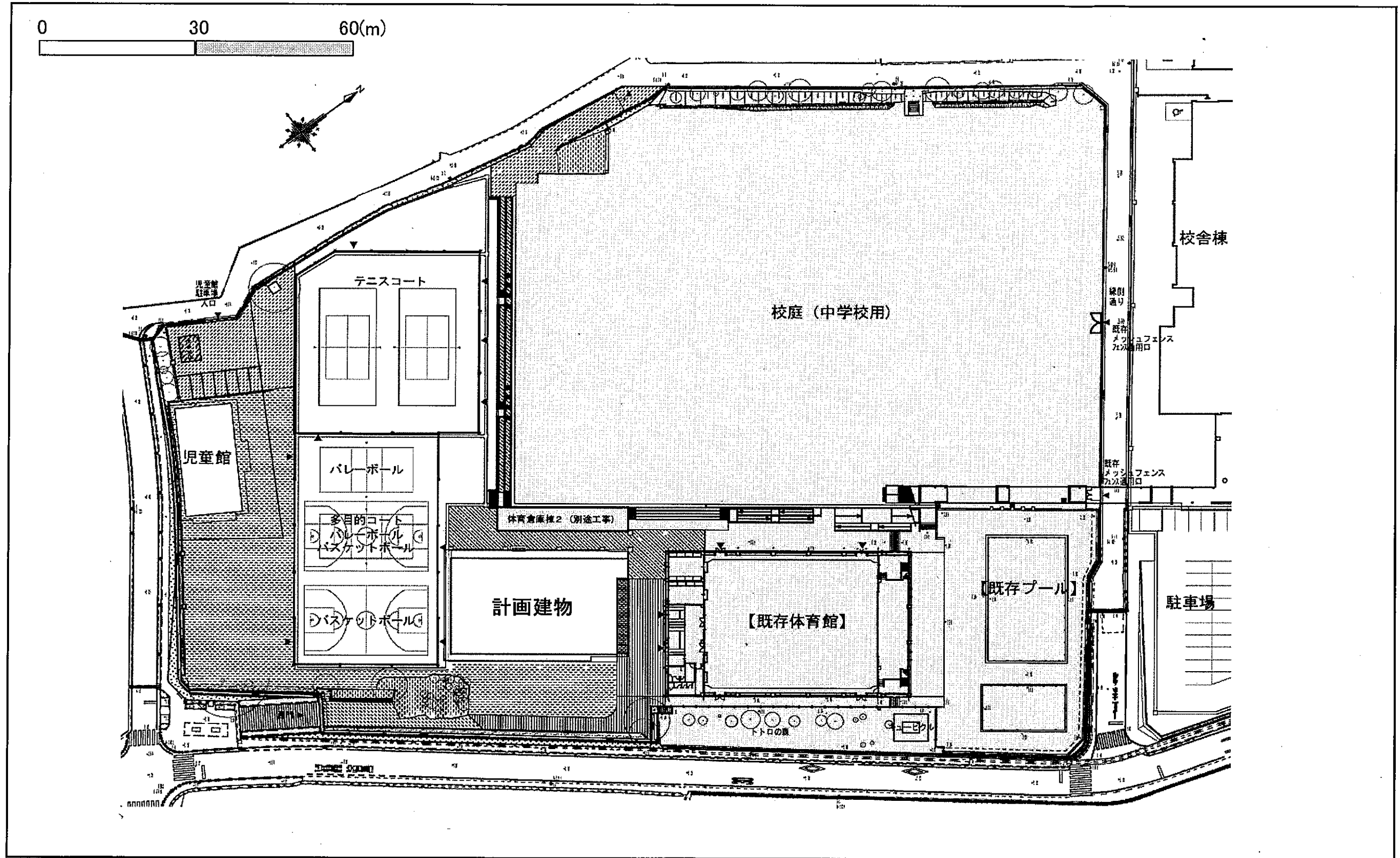


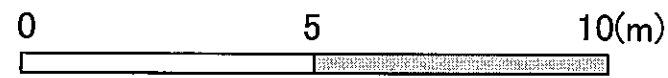
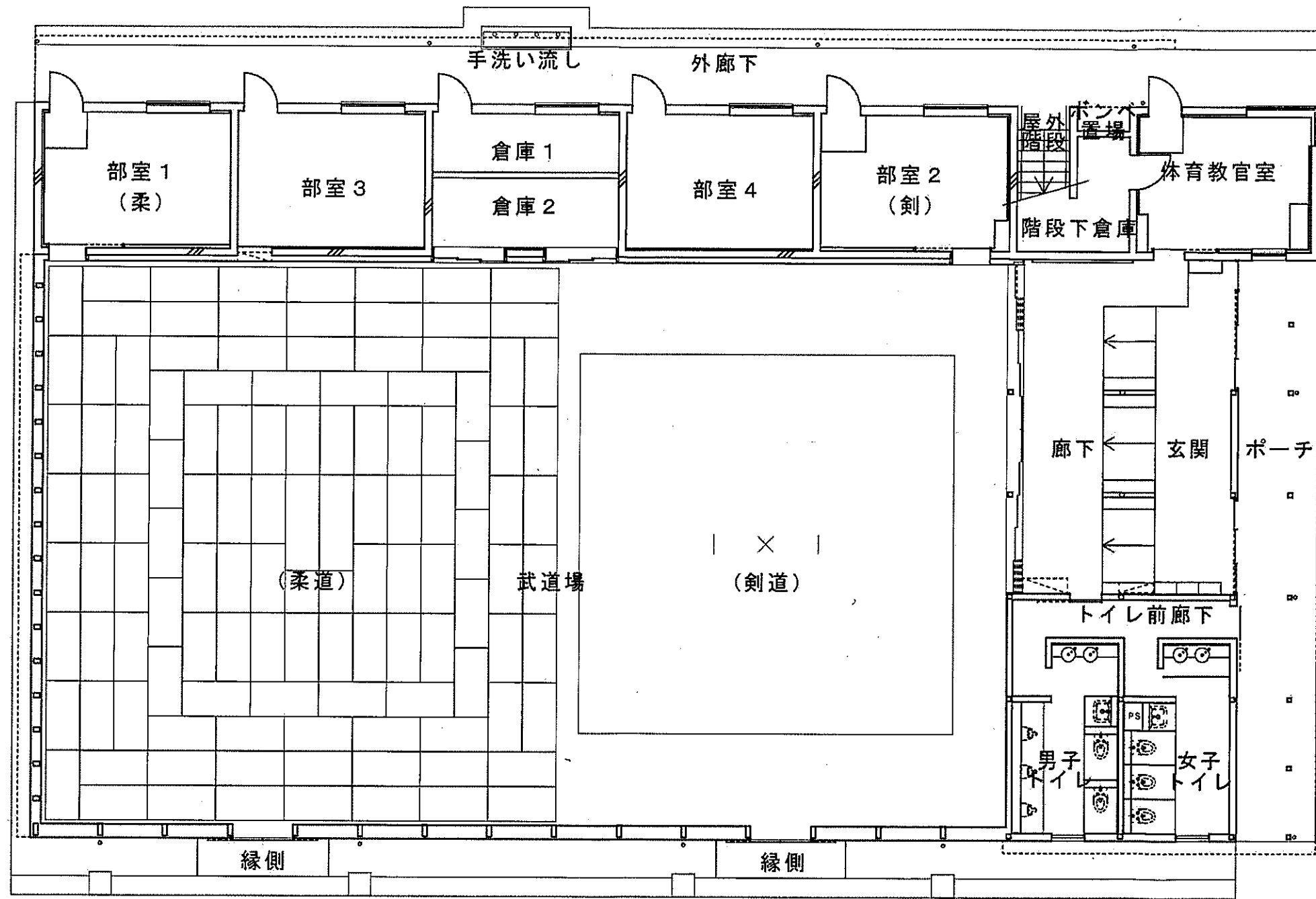
大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校  
武道場部室棟建設工事 位置図



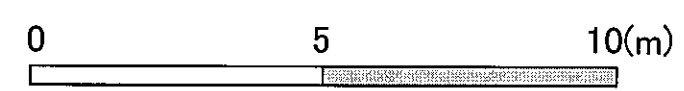
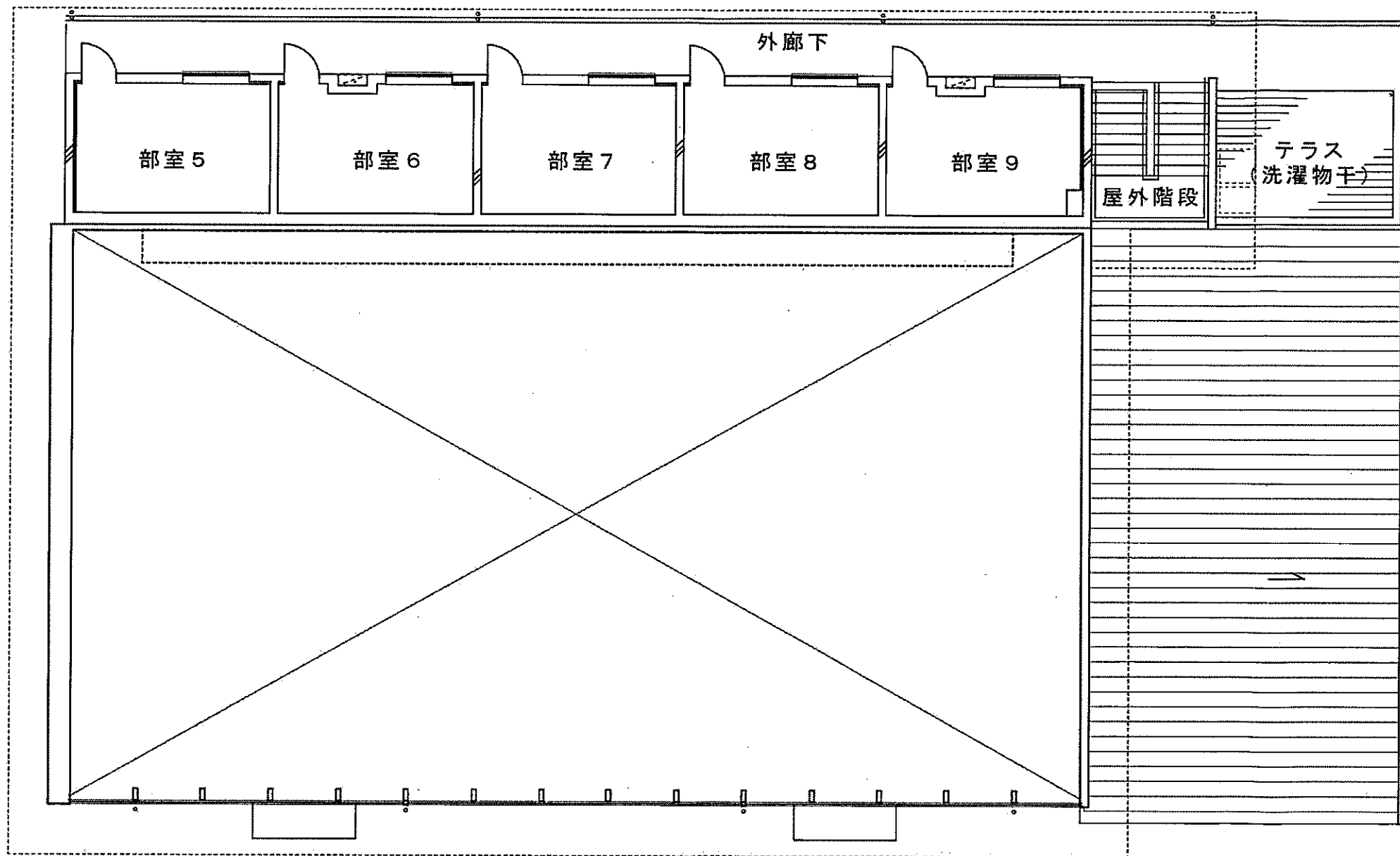


# 配置図

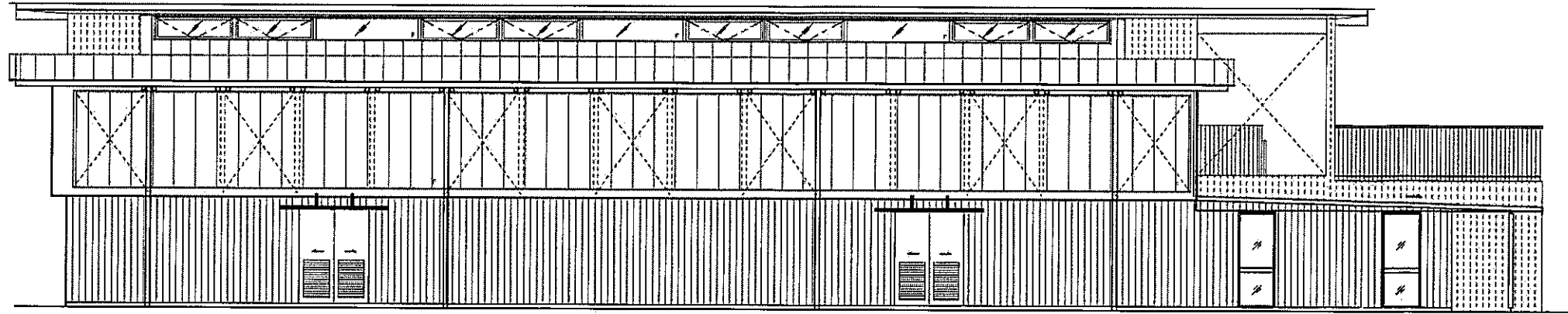




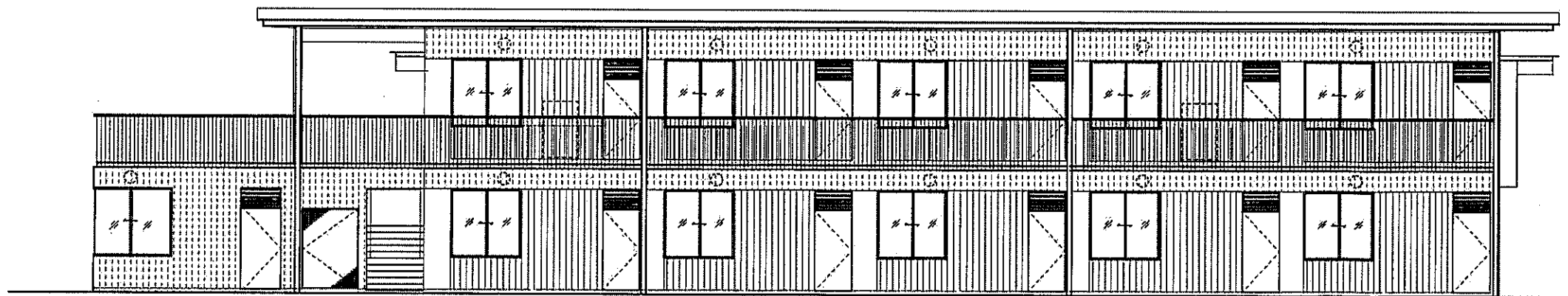
工事名 大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校武道場部室棟建設工事  
 図面名 1階平面図



工事名 大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校武道場部室棟建設工事  
 図面名 2階平面図



南立面図

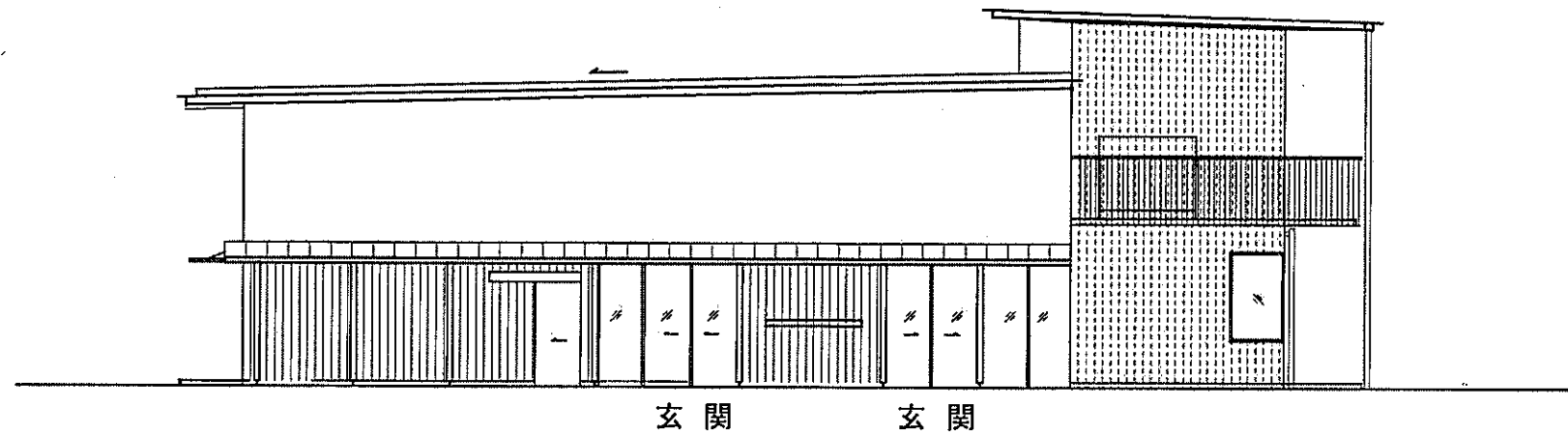


北立面図

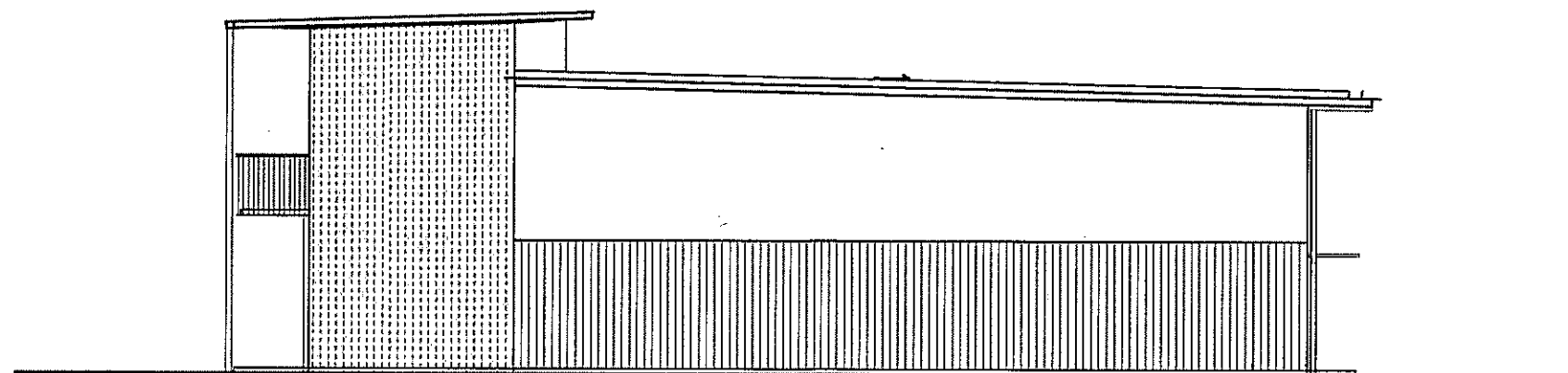
工事名 大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校武道場部室棟建設工事

図面名 立面図1





東立面図



西立面図

工事名	大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校武道場部室棟建設工事
図面名	立面図2

(議案第69号)

大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託  
に関する協議について

(廃棄物対策課)

1 提案の要旨

大竹市から一般廃棄物の焼却処理に関する事務を受託することに関し、大竹市と協議しようとするものである。

2 事務委託に関する規約の内容

(1) 委託事務の範囲

一般廃棄物の焼却処理（収集、運搬及び燃え殻の埋立処分を除く。）に関する事務

(2) 委託事務に要する経費

委託事務の管理及び執行に要する経費は、大竹市の負担とする。

(3) 連絡会議

委託事務について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

3 施行期日

大竹市と廿日市市が協議して定める日

4 根拠法令

地方自治法

第252条の2の2

③ 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。（以下略）

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

② 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、

協議してこれを行わなければならない。

- ③ 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(議案第70号)

工事委託契約の変更について

(施設整備課)

1 変更の理由

平成25年議案第71号により契約を締結することについて議決を得た廿日市駅南北自由通路等新設工事の委託契約については、資材単価等の変更に伴う設計変更により、委託金額を変更する必要性が生じたものである。

2 変更の内容

現委託金額	変更委託金額	増加額
631,538,000円	743,670,000円	112,132,000円

3 根拠法令

議案第68号説明書に同じ。

